

天理市告示第97号

天理市立休日応急診療所における使用料及び手数料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年5月8日

天理市長 並河 健

記

受託者

奈良県天理市富堂町300番地11

天理地区医師会

会長 鹿子木 英毅

委託した事務の範囲

天理市立休日応急診療所における使用料及び手数料の徴収事務